



●ミニ特集● 9月9日は 救急の日

問合せ先
消防署島松出張所 (☎36-8439)

必要な時は、迷わず「119番通報」を！

【119番通報のときは「恵庭市」から伝えよう！】

令和7年10月から、石狩管内の119番通報は「札幌圏消防指令センター」で受け付けています。

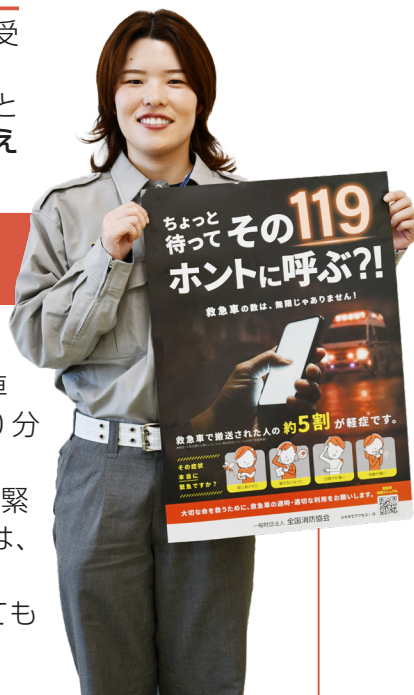
恵庭市で119番通報をすると、札幌市消防局にある指令センターにつながることから、指令員から住所を聞かれた時には、「恵庭市〇〇町～」と市町村名から伝えてください。

救急車の適正利用に協力ください

現在、恵庭市には救急車は3台しかありません。そのため、3台すべてが出動しているときは、近隣市の消防に応援を頼むことになります。市内から救急車が向かう場合は、おおむね8分程で到着しますが、市外から向かう場合には20分程度もかかってしまいます。

救急車は、緊急の処置が必要な人を少しでも早く医療機関へ搬送するための、緊急車両です。そのため、軽症の人や救急車を呼ぶべきか判断に迷ったときには、まず相談ダイヤルやアプリを活用することをお願いしています。

命にかかわるけがや病気の人が助かるためには、1秒でも早く救急車を利用してもらう必要があります。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。



救急車を呼ぶか迷ったら…… まずはこちらで相談！

Check!



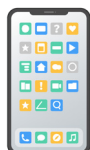
電話
「#7119」

- 医師・看護師による電話相談
- 24時間利用可能



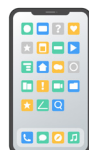
電話
「#8000」

- 子ども医療電話相談
- 利用時間 19時～翌8時



全国版救急受診アプリ
「Q助」

- 症状の緊急度に応じた対応案内
- 24時間利用可能



恵庭市公式アプリ
「えにわか」

- 夜間・休日の当番病院検索
- 24時間利用可能



救急車が来るまでの間に、できること

【傷病者の命を救い、元の生活に戻れるようにするために必要な「救命の連鎖」を知っていますか？】

「救命の連鎖」は4つの輪で成り立っています（右図参照）。この4つの輪が途切れることなく、すばやくつながることで、救命の効果が高まります。

4つの輪のうち、2つ目と3つ目の輪は、その場に居合わせた人（バイスタンダー）が行うことが期待されています。救急車が到着する前に、ためらいなく行動することで、命をつなぐことができる可能性が高まります。



一般財団法人日本救急医療財団「救急蘇生法の指針2025（市民用）」より引用

【命を救うためには応急手当が重要です】

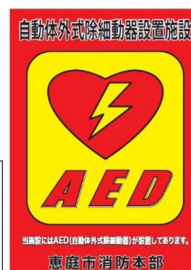
応急手当が必要な場合は、通報を受けた指令員などが、適切な応急手当のお願いと口頭での指導を行う場合があります。指示に従って、落ち着いて実行してください。

特に突然の心肺停止では、その場に居合わせた人（バイスタンダー）が行う胸骨圧迫やAEDの使用などの応急手当が、救命率を大きく左右することがわかっています。市では、市民の皆さんを対象とした救命講習を実施しています。ぜひ受講して、大切な家族や友人、地域の人の命を守るための、正しい応急手当を知っておきましょう。

【AEDの設置場所を公表しています】

市では、AED 設置施設を市民の皆さんに知ってもらい、救命処置が必要な傷病者に対して速やかにAED を使用してもらうことができるように「AED 設置施設公表制度」を導入しています。

いざという時に迷わず使用することができるように、市ホームページに掲載している AED 設置施設一覧表を確認し、AED がある場所を把握しておきましょう。



迷いなく応急手当ができるように 救命講習を受講しませんか？



市では「市民の誰もが応急手当ができるまち」を目指し、平成9年度から「バイスタンダー」の養成に力を入れています。養成活動の一つに救命講習があり、平成9年度から令和7年度までの間に、延べ4万8,000人が受講しています。

毎月実施している救命講習のほかにも、若年層への普及・啓発として市内全小・中学校で、小学6年生と中学2年生を対象に救命講習の授業をしています。また、企業や団体などから依頼を受けて行う講習も、救急救命の必要性が認知されてきたこともあり、年々依頼が増えています。講習を受講することで、いざというときに落ち着いて手当てができます。AEDの使い方も学べるので、まだ一度も受講したことがない人は、ぜひ受けてみてください。

■今月の救命講習■

日時・受講区分・定員

日時	受講区分	定員
9月20日(日) 10時～12時	普通救命講習Ⅰ 普通救命講習Ⅲ	10人

会場
対象

恵庭市消防総合庁舎2階講堂(有明町2-4-14)
市民または市内に通勤・通学する中学生以上の
人

申込方法

9月16日(水)17時15分までに窓口、電話、ファクス、メール、申込フォーム ※詳細は市ホームページを確認

